



令和4年度 第2回

長崎県地域職業能力開発促進協議会

令和5年3月14日（火）

14:00～15:30

長崎県市町村会館

《 会 議 次 第 》

- 1 開会
- 2 長崎労働局長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 令和4年度の公的職業訓練進捗状況について
 - (2) 令和5年度の長崎県職業訓練実施計画(案)について
 - (3) 訓練効果の把握・検証等を実施する訓練分野の選定について
 - (4) デジタル人材の育成について
～長崎県自営型テレワーク促進事業～
 - (5) その他、意見交換
- 4 閉会

長崎県地域職業能力開発促進協議会委員名簿 (R5.3.14)

区分	氏名	所属	役職	
◎ 学識経験者	深浦 厚之	国立大学法人長崎大学経済学部	教授 学部長	
○ 有識者	佐藤 烈	(株)長崎新聞社	取締役 経営企画室長	欠席
職業紹介事業者等	小濱 孝行	(株)メトロコンピュータサービス	校長	
事業主団体	峯下 隆久	長崎県経営者協会	専務理事	欠席
	岩崎 直紀	長崎県中小企業団体中央会	専務理事	
	松永 安市	長崎県商工会議所連合会	専務理事	
	宮崎 浩善	長崎県商工会連合会	専務理事	
労働者団体	岩永 洋一	日本労働組合総連合会長崎県連合会	事務局長	
職業訓練・ 職業に関する教育 訓練を実施する者 等	納富 勢子	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部	支部長	
	水谷 伸生	(一社)長崎県専修学校各種学校連合会	副会長	
	山田 伸裕	長崎県職業能力開発協会	専務理事	
	久芝 洋平	(株)建築資料研究社長崎支店 〔(一社)全国産業人能力開発団体連合会選出〕	支店長	
行政機関	松尾 誠司	長崎県産業労働部	部長	代理
	小城 英樹	長崎労働局	局長	

◎は会長、○は会長代理

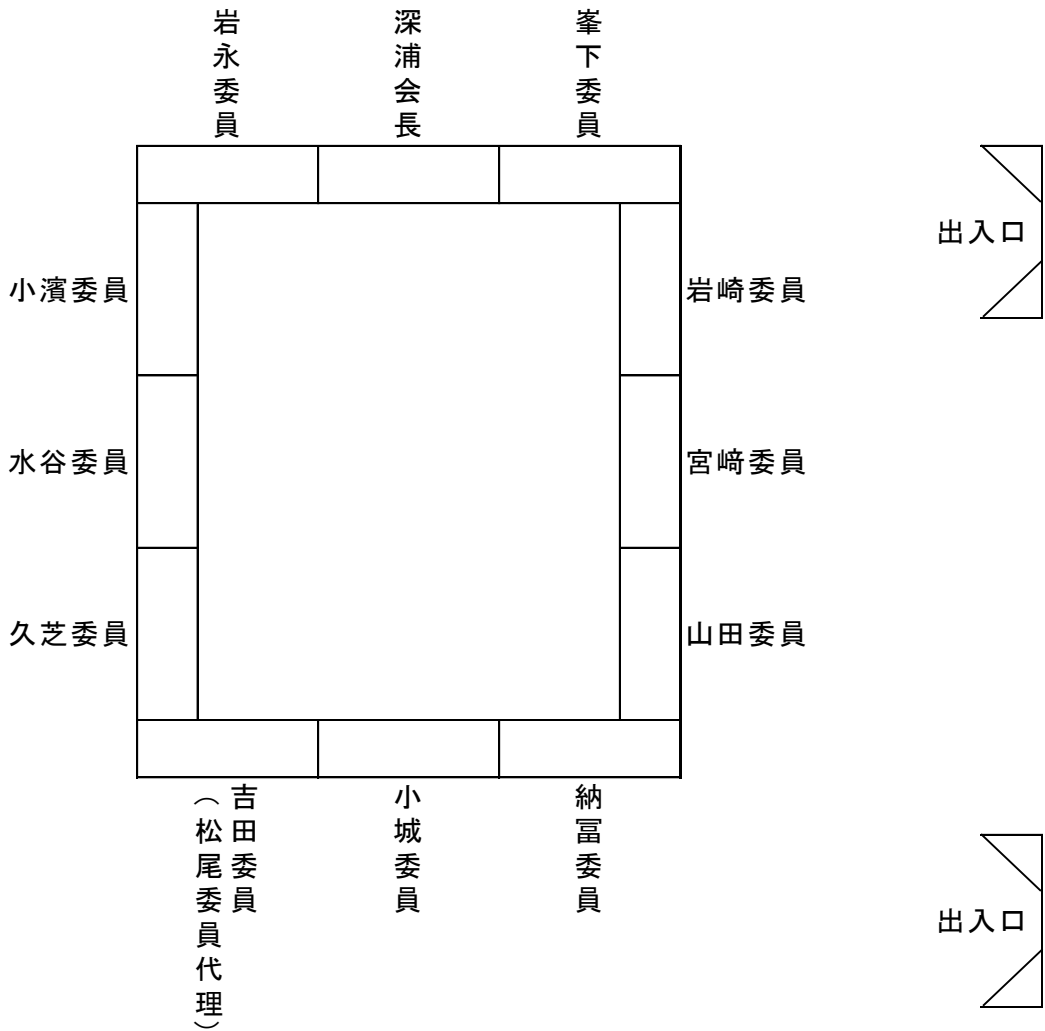


配席図

令和4年度 第2回 長崎県地域職業能力開発促進協議会配席図

令和5年3月14日(火)

長崎県市町村会館



書記	事務局	オブザーバー
----	-----	--------

【長崎労働局】

月 林 堀 山
川 田 口 田

【長崎県】

土 井
橋 川

【機構長崎支部】

甲 西 山
斐 本 本



令和4年度 第2回 長崎県地域職業能力開発促進協議会 資料

資料1 雇用失業情勢（新規・有効求人倍率の推移〔年平均〕）

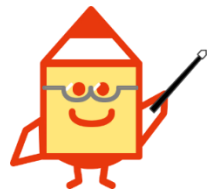
資料2 職業訓練 求職者ニーズ

資料3 ハロートレーニング（離職者向け）の実績

資料4 令和5年度長崎県地域職業訓練実施計画（案）

資料5 検証対象となる訓練分野の選定（事務局提案）

資料6 デジタル人材の育成について
～長崎県自営型テレワーク促進事業～



長崎労働局・長崎県

（独）高齡・障害・求職者雇用支援機構 長崎支部

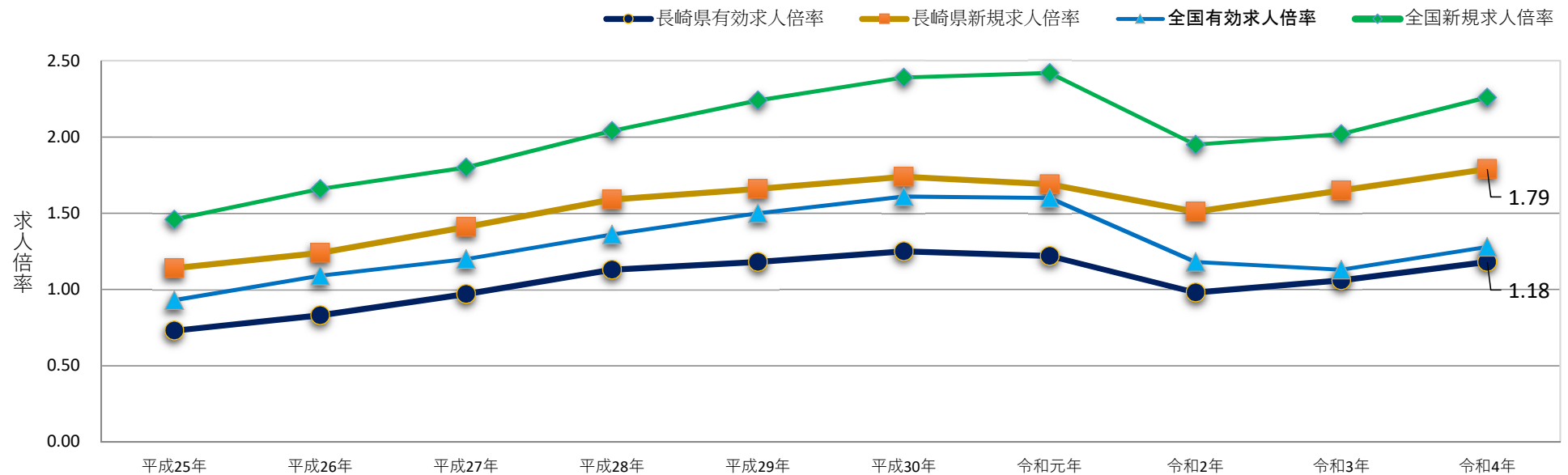
新規・有効求人倍率の推移〔年平均〕

※コメント欄の◆は状況分析、■は職業訓練との関連



◆令和4年平均の有効求人倍率は1.18倍、新規求人倍率は1.79倍となり2年連続の上昇となった。
 直近10年間で最も高い数値は、平成30年で有効求人倍率1.25倍、新規求人倍率1.74倍であった。
 ■求人倍率が上昇傾向となっているなか、求人の人手不足は今以上に深刻化すると思われ、求職者が職業訓練を受講することで新たな職種の知識・スキルの習得を行い、求人への充足数の増加に繋げることが必要である。

全国・長崎 新規・有効求人倍率の推移〔年平均〕



求人倍率		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
有効	全国	0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28
	長崎	0.73	0.83	0.97	1.13	1.18	1.25	1.22	0.98	1.06	1.18
新規	全国	1.46	1.66	1.80	2.04	2.24	2.39	2.42	1.95	2.02	2.26
	長崎	1.14	1.24	1.41	1.59	1.66	1.74	1.69	1.51	1.65	1.79

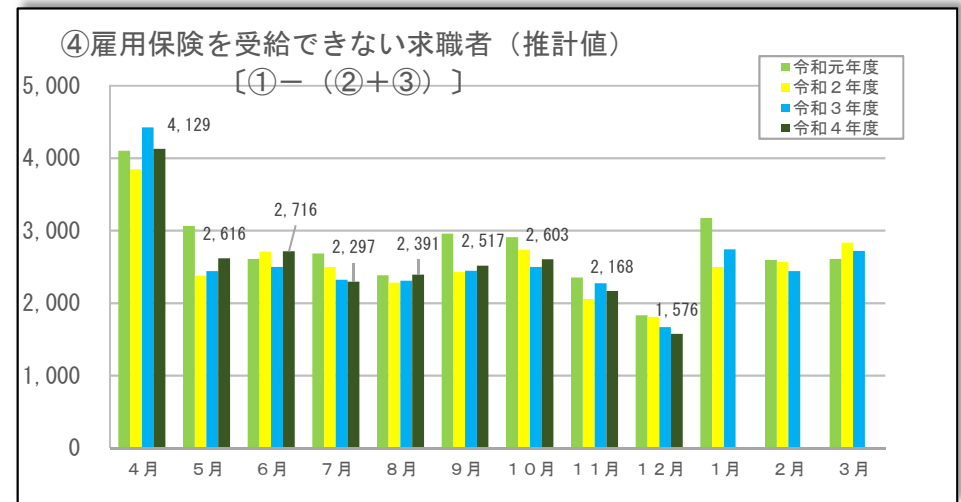
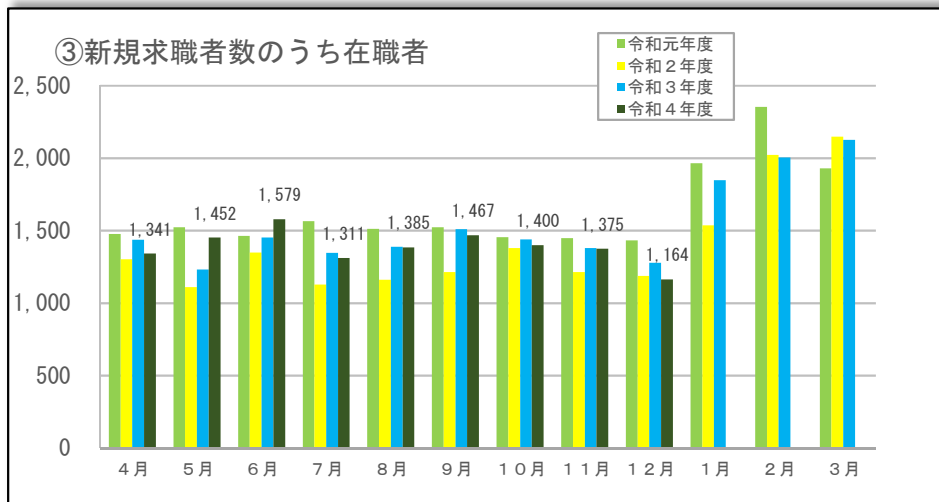
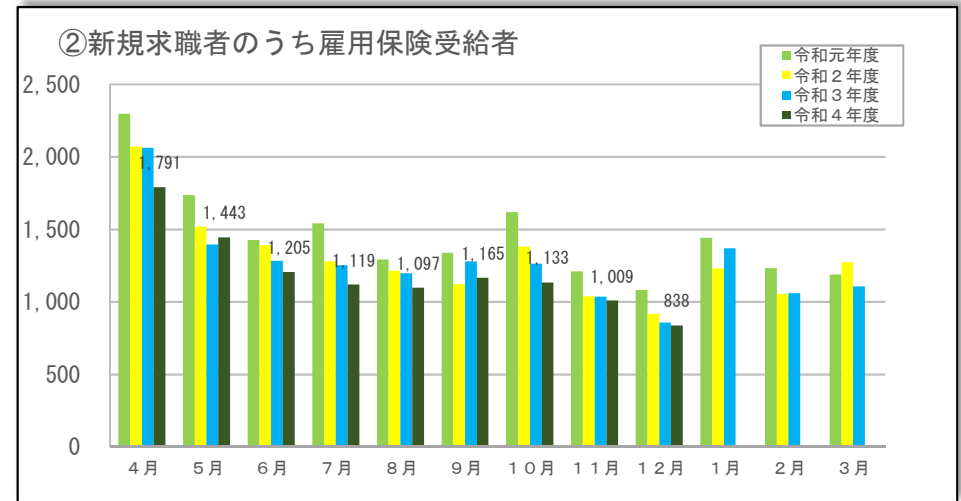
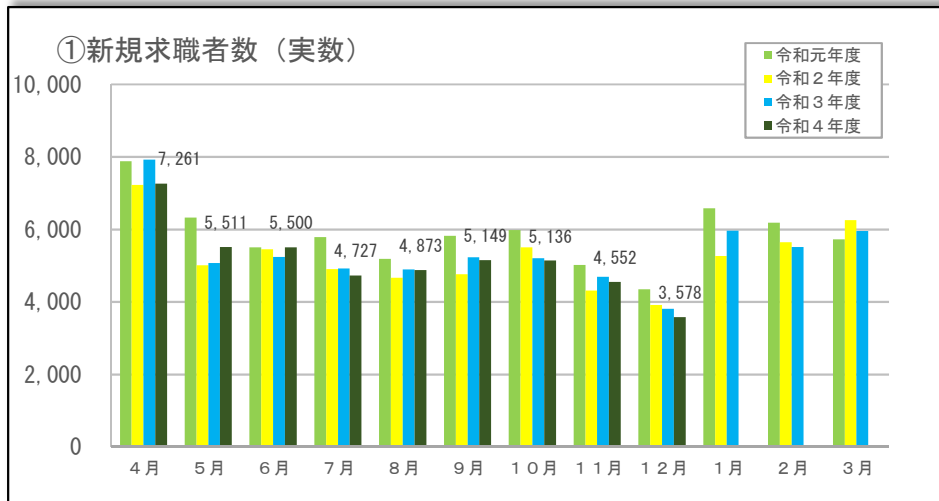
求職・求人・就職の動向

新規求職者数

◆新規求職者数については、減少傾向で推移しているなか、グラフ③の新規求職者数のうち在職者については減少幅が少ない。
 ■求職者の減少が続くと訓練受講者の確保が難しくなる状況となる。



長崎労働局訓練室

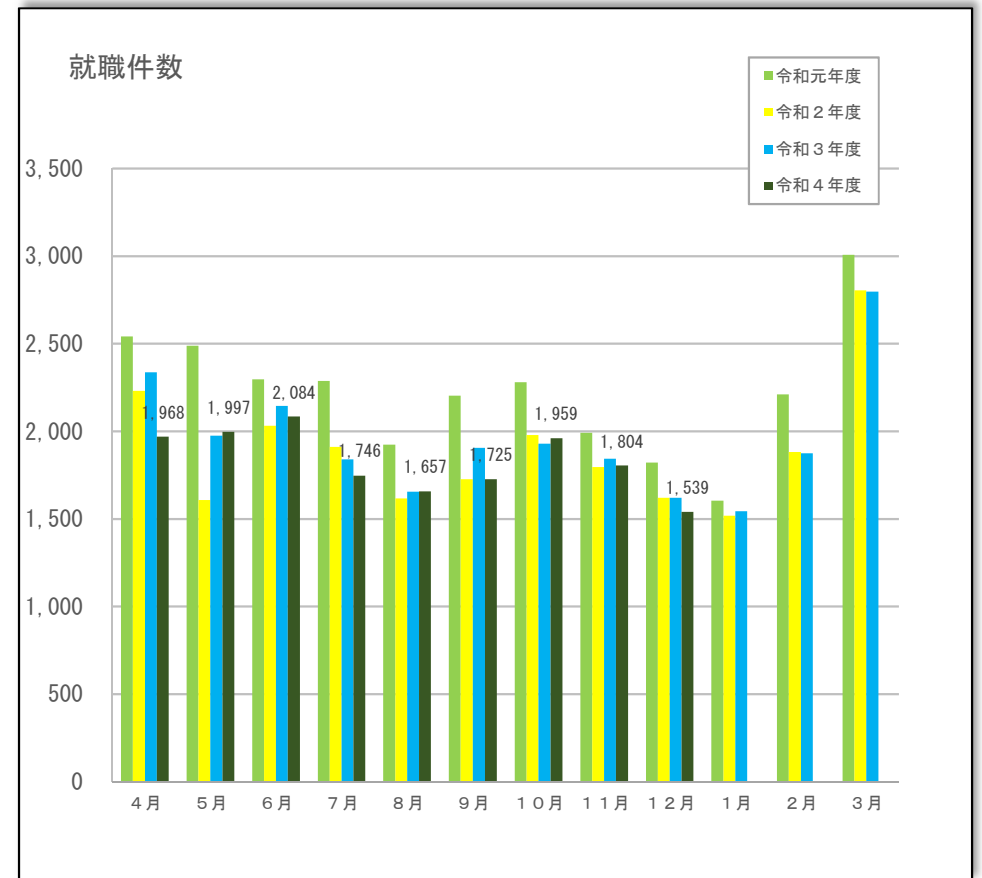
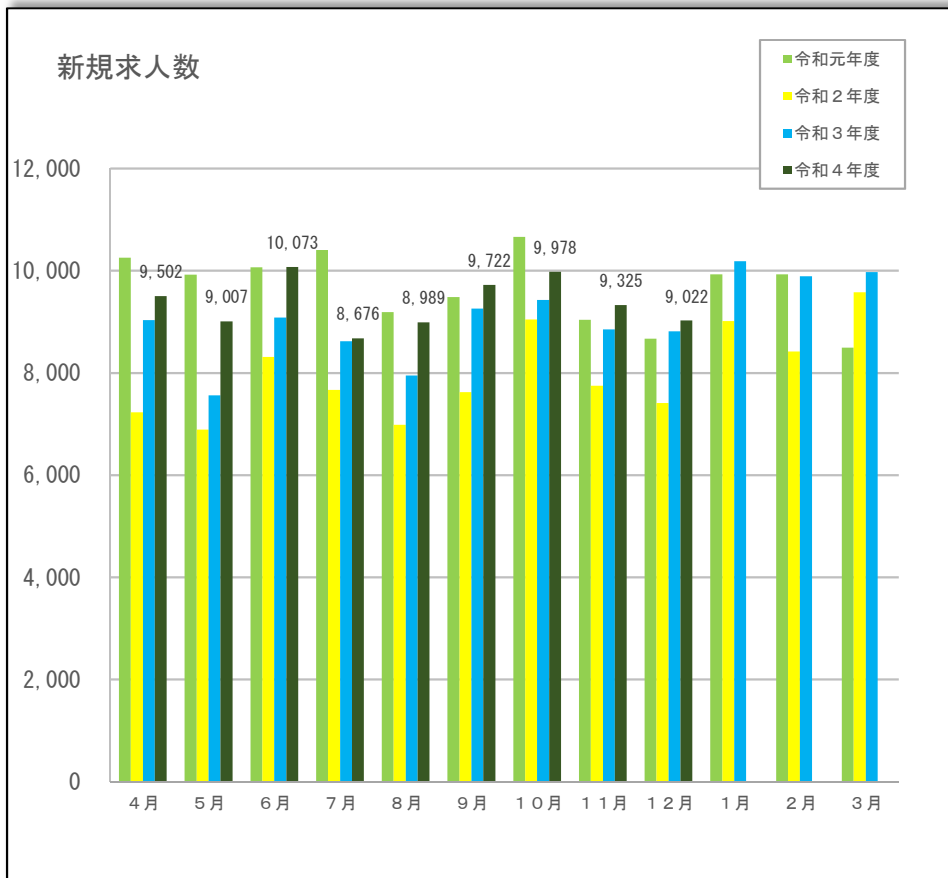


※雇用保険を受給できない求職者は、新規求職者数 - (雇用保険受給者 + 在職者) で計上しています。

新規求人数・就職件数



- ◆新規求人数は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響から減少したが、その後増加傾向にある。令和元年度の96%（4月～12月比較）となっており引き続き増加するものと推測する。
- ◆就職件数については、求職者の減少に伴い同じく減少傾向が続いている。
- 求人者が望むよう人材を職業訓練で育成し、就職に繋げることが重要である。



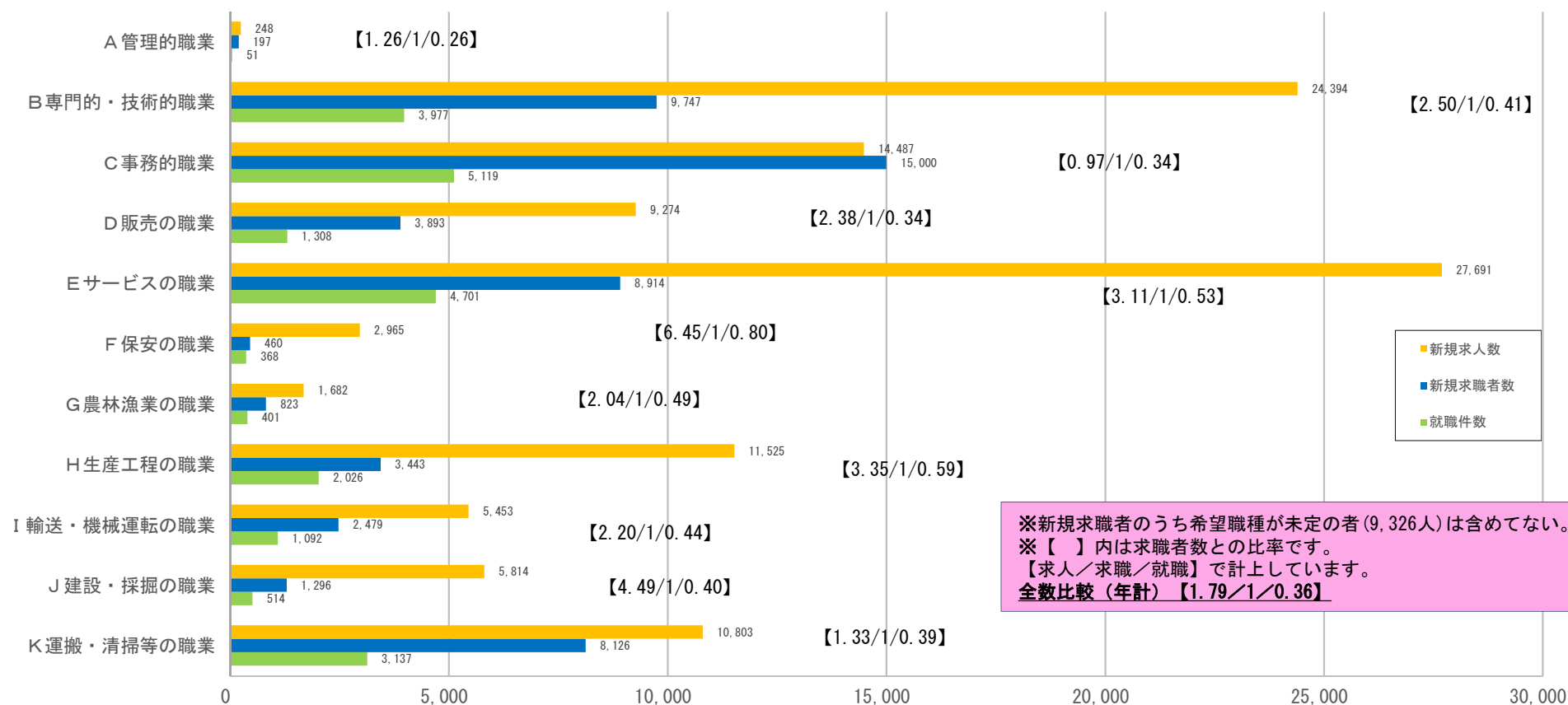
職種別 新規求人数・新規求職者数・就職件数比較



◆求人・求職・就職を職種別にみても、「事務的職業」については、求職が求人を上回る状況となっている。新規求職者ベースでみると「保安の職業」が求人・就職とも比率が高く、「管理的職業」は就職比率が低い状況である。

■求職者に職業訓練受講を促進することで、新たな職種の知識・スキルの習得を行うことで、労働力の移動を図りミスマッチの解消に繋げることが必要である。

【参考】職種別 新規求人数・新規求職者数・就職件数（令和3年）



【求職者へ行ったエントリーシートを集計】（令和4年4月～12月までの集計）

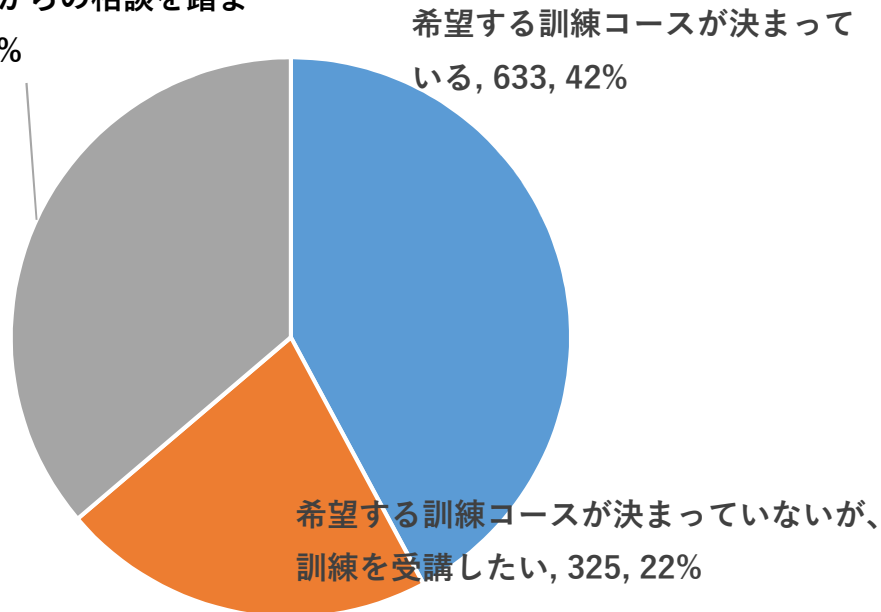
ハローワークにて、初めて職業訓練の相談をされた方へアンケートを行い集計したものです。

① 訓練コースの希望

	計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
希望する訓練コースが決まっている	633	11	139	153	131	122	77
希望する訓練コースが決まっていないが、訓練を受講したい	325	6	73	82	68	58	38
訓練の受講は、これからの相談を踏まえて考える	544	11	119	117	120	105	72
	1,502	28	331	352	319	285	187

訓練コースの希望

訓練の受講は、これからの相談を踏まえて考える、544、36%



◆ 訓練コースの希望について

「訓練コースが決まっている」方が42%と最も多い。「訓練を受講したいが訓練コースが決まってない」方が22%となっている。

「これからの相談を踏まえて訓練受講を考える」方が、36%であった。

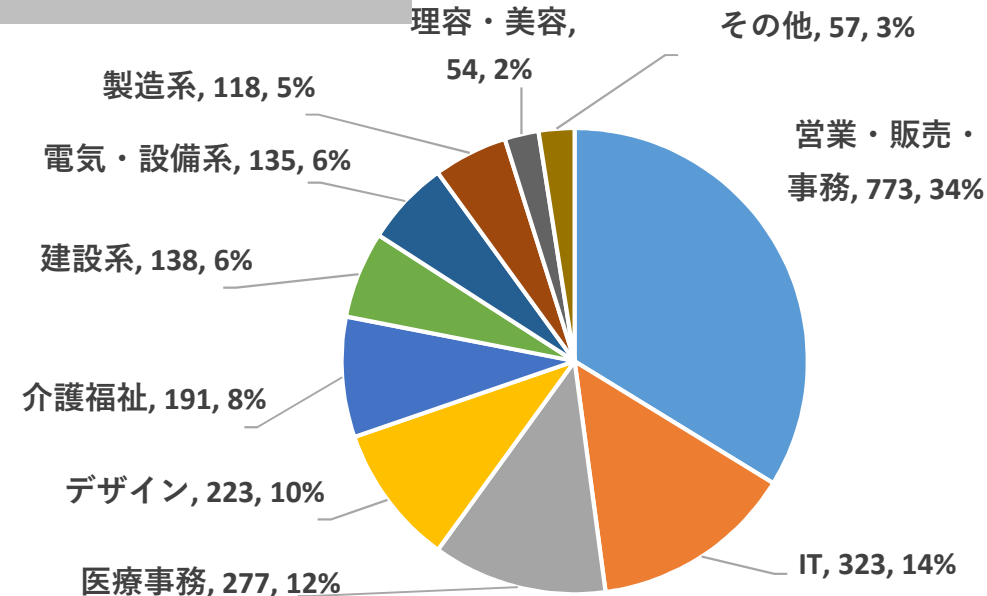
■特に、「これからの相談を踏まえて訓練受講を考える」と答えられた方を如何に職業訓練受講に繋げることができかが大事となる。

職業訓練 求職者ニーズ2

②希望する訓練の分野

	計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
営業・販売・事務(OA経理事務科、営業販売科など)	773	15	181	177	178	134	88
IT(WEBアプリ開発、プログラマー育成など)	323	7	80	92	61	56	27
医療事務(医療、介護事務科、調剤事務科など)	277	5	64	76	79	38	15
介護福祉(介護職員実務者研修科、保育スタッフ科など)	223	6	64	71	34	30	18
デザイン(広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など)	191	2	22	40	49	48	30
電気・設備系(電気工事、設備管理など)	138	5	26	25	29	27	26
建設系(建設設計・施工、住宅リフォーム、インテリアなど)	135	4	25	28	27	30	21
製造系(機械設計・加工、金属加工、電子回路技術など)	118	2	22	22	31	25	16
理容・美容(ネイリスト養成科など)	54	2	19	17	10	4	2
その他	57	3	10	10	10	9	15
	2,289	51	513	558	508	401	258

希望する訓練の分野



【その他の意見】

調理系、理学療法士等、ECサイト運営、FP、CAD、宅建、看護師、電子カルテの操作、語学、宅建、行政書士、社労士、本に関する職種、自動車整備、危険物乙4、フォークリフト、農林業、農業、カウンセラー、清掃、配送、ビルクリーニング、観光（中国語）、ビル・マンション管理、旅行業、CAD生産サポート、溶接、パン製造、梱包作業、観光ビジネス、サービス、マーケティング、運転免許、普通自動車二種免許、木工、洋裁、造園

◆希望する訓練の分野について

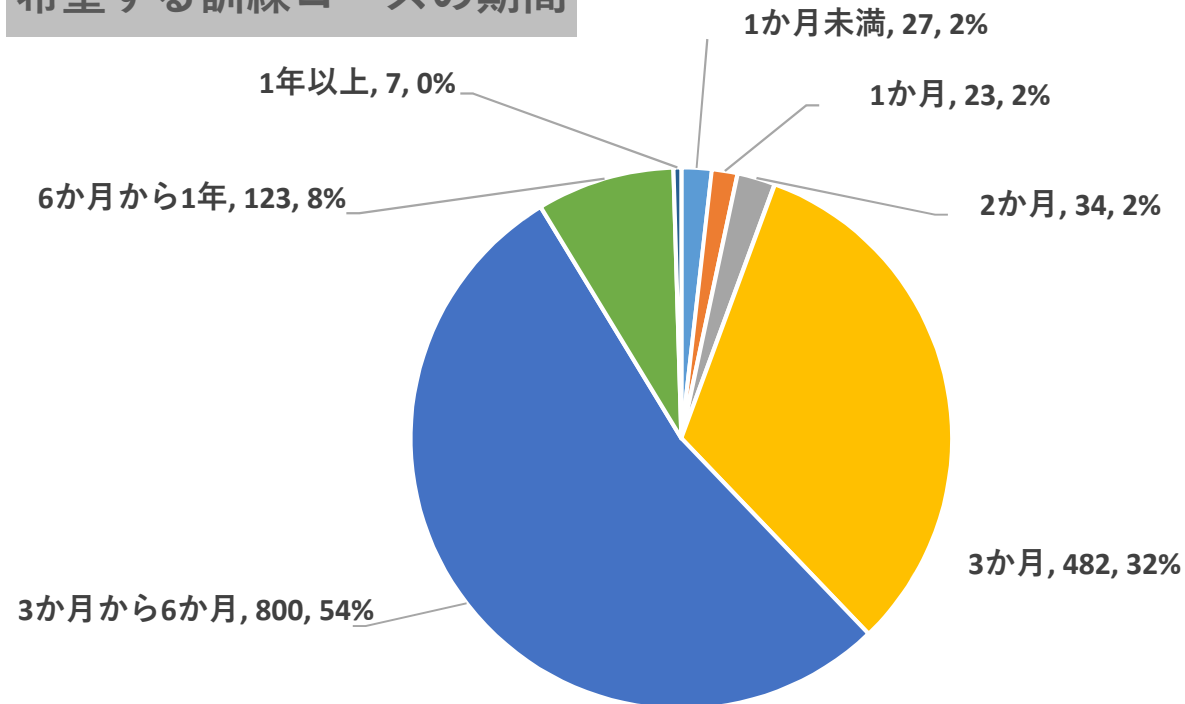
希望する訓練分野は、「営業・販売・事務（OA経理事務科、営業販売科など）」、「IT（WEBアプリ開発、プログラマー育成など）」で全体の48%となっている。

■職業訓練の分野を選定する際には、経験した職種、取得している免許資格、希望する地域の労働市場等を踏まえ、本人にあった訓練コースを決定する。

③希望する訓練コースの期間

	計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
1か月未満	27	1	4	2	5	8	7
1か月	23	1	0	2	2	9	9
2か月	34	0	7	8	8	2	9
3か月	482	10	103	95	114	101	59
3か月から6か月	800	13	183	207	168	140	89
6か月から1年	123	3	31	36	19	21	13
1年以上	7	0	1	0	2	3	1
	1,496	28	329	350	318	284	187

希望する訓練コースの期間



◆希望する訓練コースの期間について
訓練期間の希望は、「3か月から6か月」が54%、「3か月」が32%となり併せて8割に以上の方がこの期間を希望している。

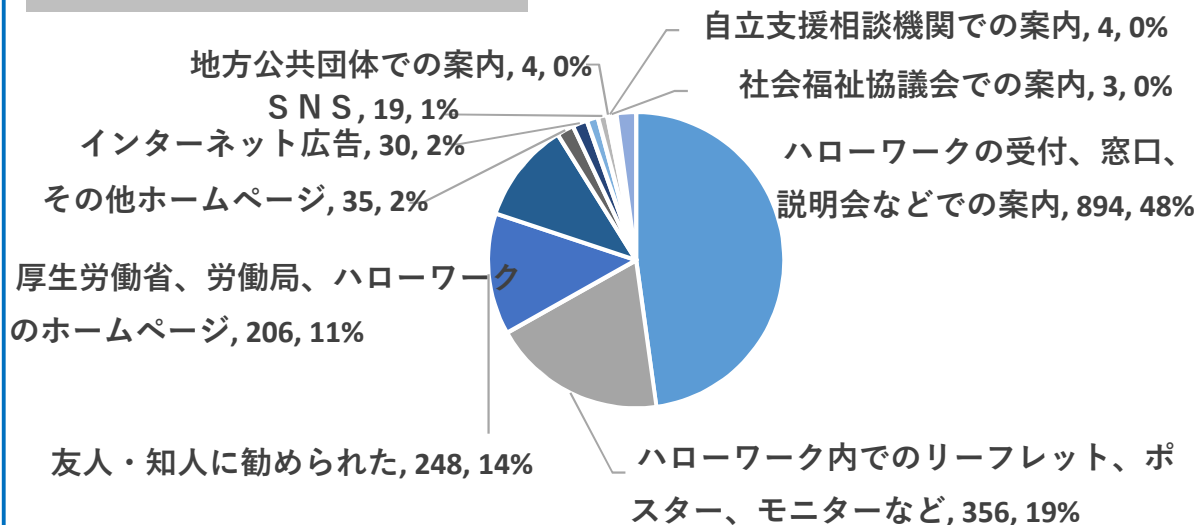
■訓練期間については、本人の希望だけではなく、希望する分野と受講者の経験等によりどの訓練コースが適しているかなども踏まえて決定する必要がある。

職業訓練 求職者ニーズ4

【参考】職業訓練を知ったきっかけ

	計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
ハローワークの受付、窓口、説明会などでの案内	894	13	176	190	197	197	121
ハローワーク内でのリーフレット、ポスター、モニターなど	356	3	60	80	91	78	44
友人・知人に勧められた	248	9	94	72	40	9	24
厚生労働省、労働局、ハローワークのホームページ	206	3	51	69	45	27	11
その他ホームページ	35	0	6	11	8	5	5
インターネット広告	30	2	8	11	3	2	4
訓練実施機関の広報	23	0	6	3	6	2	6
SNS	19	0	3	9	3	3	1
地方公共団体での案内	4	0	2	0	1	0	1
自立支援相談機関での案内	4	0	1	2	0	0	1
社会福祉協議会での案内	3	0	0	2	1	0	0
福祉事務所での案内	3	0	0	1	1	1	0
その他団体での案内	3	0	2	1	0	0	0
その他広告	2	0	1	1	0	0	0
その他	40	3	9	12	8	3	5
	1,870	33	419	464	404	327	223

職業訓練を知ったきっかけ



◆職業訓練を知ったきっかけ

ハローワーク関連窓口、リーフレット、ホームページなど) で 78 % となっている。

■広報のため

長崎労働局職業安定部において、インスタグラムの運用を開始したことから、職業訓練情報の発信を行い、新たに訓練受講者の確保を行う。

また、令和3年度末から4年度初めに長崎市の路面電車での広報も行った。

離職者向け公的訓練の分野別実績

[令和3年度]

分野		コース数	定員	受講者数
公的職業訓練 + 求職者支援訓練 (離職者向け) (実践コース)	IT分野	14	191	163
	営業・販売・事務分野	92	1,381	937
	医療事務分野	9	150	104
	介護・医療・福祉分野	33	409	217
	農業分野	0	0	0
	旅行・観光分野	2	44	20
	デザイン分野	4	39	33
	製造分野	29	346	205
	建設関連分野	12	153	114
	理容・美容関連分野	0	0	0
	その他の分野	10	164	155
求職者支援訓練	基礎	15	202	83
合計		220	3,079	2,031
(参考) デジタル分野		18	230	196

[令和4年度(4月～12月)] [速報値]



分野		コース数	定員	受講者数
公的職業訓練 + 求職者支援訓練 (離職者向け) (実践コース)	IT分野	13	183	158
	営業・販売・事務分野	53	835	642
	医療事務分野	5	85	76
	介護・医療・福祉分野	14	186	124
	農業分野	0	0	0
	旅行・観光分野	2	40	14
	デザイン分野	3	39	30
	製造分野	22	177	94
	建設関連分野	12	116	104
	理容・美容関連分野	0	0	0
	その他の分野	18	186	142
求職者支援訓練	基礎	8	115	77
合計		150	1,962	1,461
(参考) デジタル分野		16	222	188

※「コース数」について、

・[令和3年度]分は、公共職業訓練の当該年度中に開講したコース及び当該年度以前から開始し当該年度に実施した訓練コース数（当該年度以前に開講し、次年度に繰り越すコースを含む）。

ハロートレーニング（離職者向け）の実績内訳 1

令和4年度(4月～12月)内訳〔速報値〕

分野		公共職業訓練（都道府県：委託訓練）						公共職業訓練（高齢・障害・求職者雇用支援機構）					
		コース数	定員	受講者数	定員充足率	〈中止〉 コース数	〈中止〉 定員	コース数	定員	受講者数	定員充足率	〈中止〉 コース数	〈中止〉 定員
公共職業訓練 (離職者向け)	IT分野	11	153	140	91.5%							-	
	営業・販売・事務分野	46	735	586	79.7%	4	35					-	
	医療事務分野	5	85	76	89.4%							-	
	介護・医療・福祉分野	14	186	124	66.7%	2	20					-	
	農業分野	0	0	0	-							-	
	旅行・観光分野	2	40	14	35.0%							-	
	デザイン分野	0	0	0	-							-	
	製造分野	0	0	0	-	1	5	22	177	94	53.1%		
	建設関連分野	0	0	0	-			11	101	94	93.1%		
	理容・美容関連分野	0	0	0	-							-	
	その他分野	0	0	0	-	1	3	17	172	138	80.2%		
合計	78	1,199	940	78.4%	8	64	50	450	326	72.4%	0	0	
(参考) デジタル分野	11	153	140	91.5%	0	0	0	0	0	-	0	0	

ハロートレーニング（離職者向け）の実績内訳 2

令和4年度(4月～12月)内訳〔速報値〕

分野	求職者支援訓練					
	コース数	定員	受講者数	定員充足率	〈中止〉 コース数	〈中止〉 定員
IT分野	2	30	18	60.0%		
営業・販売・事務分野	7	100	56	56.0%	2	30
医療事務分野	0	0	0	-		
介護・医療・福祉分野	0	0	0	-	1	15
農業分野	0	0	0	-		
旅行・観光分野	0	0	0	-		
デザイン分野	3	39	30	76.9%		
製造分野	0	0	0	-		
建設関連分野	1	15	10	66.7%		
理容・美容関連分野	0	0	0	-		
その他分野	1	14	4	28.6%	2	25
合計	22	313	195	62.3%	5	70
(参考) デジタル分野	5	69	48	69.6%	0	0

用語の定義

※本資料における用語は、以下のとおり定義しています。

「コース数」
公共職業訓練・求職者支援訓練とも、当該年度中に開講したコース数。

「定員」
当該年度中に開講した訓練コースの定員の数。

「受講者数」
当該年度中に開講したコースに入校した者の数。

「応募倍率」
当該訓練の定員に対する受講を申し込んだ者の数の倍率。

「定員充足率」
当該訓練の定員に対する受講者数の割合。

「デジタル分野」
IT分野(ITエンジニア養成科など。情報ビジネス科を除く。)、デザイン分野(WEBデザイン系のコースに限る)等。

令和 5 年度長崎県地域職業訓練実施計画（案）

令和 5 年●月

1 計画担当機関

長崎労働局・長崎県（以下「局」・「県」という。）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部（以下「機構」という。）

2 総説

(1) 計画のねらい

この計画の目的は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき公共職業能力開発施設で行われる職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）や、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）（以下「支援法」という。）第 2 条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する支援法第 4 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）について、国と県が一体となって特定求職者を含む求職者に対する職業訓練受講の機会を十分に確保し、もって安定的な就職を実現するための重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の立案

この計画は、1 の計画担当機関をはじめ、県内の有識者、産業界・労働界、教育機関等を構成委員とした、長崎労働局及び長崎県共催の長崎県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）において立案する。

(4) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえて改定する。

3 人材ニーズ、労働市場の動向と課題等

(1) 地域における人材ニーズ、労働市場の動向について

ハローワークにおいて、職業訓練の相談をされた求職者に行ったアンケートによると、希望する訓練分野は、多いものから①営業・販売・事務（OA 経理事務科など）、②IT（プログラミング育成など）、③医療事務、④デザイン（WEB デザイン-科など）、⑤介護福祉、⑥建設系、⑦電気・設備系、⑧製造系、⑨理容・美容、⑩その他であった。

事務系、デジタル分野（IT、デザイン）の希望者が多く、ものづくり分野の希望者は少ない状況にある。

雇用動向に関しては、令和4年分の有効求人倍率が1.18倍で前年と比べて0.12ポイント上昇した。求人が持ち直しているものの、原材料高騰等が雇用に与える影響を注視する必要がある状況である。特に、新規求職者については、コロナ禍の影響により令和2年度以降減少傾向が続いており、訓練受講者の確保が難しくなっている。

(2) 職業訓練の実施状況について

《受講者の状況》

① 公共職業訓練（離職者訓練）〔12月末現在/前年同月末〕	R4年度	R3年度
長崎県（長崎高等技術専門校施設内訓練）	3人	8人
長崎県（長崎・佐世保高等技術専門校委託訓練）	940人	1,000人
機構（長崎・佐世保職業能力開発促進センター施設内訓練）	380人	363人

② 公共職業訓練（在職者訓練）〔12月末現在/前年同月末〕	R4年度	R3年度
長崎県（長崎・佐世保高等技術専門校委託訓練）	92人	77人
機構（長崎・佐世保職業能力開発促進センター施設内訓練）	468人	491人

③ 公共職業訓練（学卒者訓練）〔12月末現在/前年同月末〕	R4年度	R3年度
長崎県（長崎・佐世保高等技術専門校委託訓練）	303人	324人

④ 障害者等に対する公共職業訓練 〔12月末現在/前年同月末〕	R4年度	R3年度
長崎県（委託訓練）	20人	11人
長崎県（特別委託訓練）	10人	29人

⑤ 求職者支援訓練〔12月末現在/前年同月末〕	R4年度	R3年度
長崎労働局・機構（基礎コース）	77人	74人
長崎労働局・機構（実践コース）	118人	151人

《就職率の状況》

① 公共職業訓練（離職者訓練） 〔ア・イ：9月修了者まで、ウ：7月修了者まで/前年同月まで〕	R4年度	R3年度
ア長崎県（長崎高等技術専門校施設内訓練）	100%	100%
イ長崎県（長崎・佐世保高等技術専門校委託訓練）	78.0%	78.8%
ウ機構（長崎・佐世保職業能力開発促進センター施設内訓練）	87.1%	93.9%

② 公共職業訓練（学卒者訓練）〔12月末現在/前年同月末〕	R4年度	R3年度
長崎県（長崎・佐世保高等技術専門校委託訓練）	83.3%	71.2%

③ 障害者等に対する公共職業訓練 〔9月修了者まで/前年同月末〕	R4年度	R3年度
長崎県（委託訓練）	-%	50.0%
長崎県（特別委託訓練）	-%	33.3%

④ 求職者支援訓練 〔12月末現在/前年同月末〕	R4年度	R3年度
長崎労働局・機構（基礎コース）	60.0%	52.3%
長崎労働局・機構（実践コース）	52.1%	54.5%

4 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

まず、公的職業訓練の実施方針を定めるに当たり、前提とすることは、個人が、その置かれた状況に応じて、自律的・主体的にキャリアを形成することである。

また、計画担当機関には、個人がその目指すキャリアに応じた能力を開発することができる環境整備が求められている。加えて、実施方針を定めるにあたって持つべき視点として、訓練の受講が、成長分野への円滑な労働移動に資すること、「構造的な賃上げ」につながることをあげられる。その上で、地元企業の動向や人材ニーズを受けて、地域経済を支えるものづくり分野や成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置いてコースを計画する。

特に、デジタル関係については、分野横断的にその人材育成が求められていることから、積極的にコースを計画し、その受講勧奨を行い、受講につなげることをとする。

そして、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援によりデジタル分野におけるキャリアアップ・再就職の実現を図る。

また、県又は市町に対して「リスクリングの事業」の実施を推奨する。

5 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等 ※下表中の（ ）は前年度

(1) 公共職業訓練（離職者訓練：施設内）実施計画

県は、ものづくりを中心とした職業訓練を設定し、新たな職業に必要な基礎知識と技能を付与し、再就職を促進するための訓練を実施する。

また、機構は、地域の事業主等の人材ニーズに基づき、ものづくり分野において、民間教育訓練機関では実施が難しいコースを設定し、基本となる技能を習得する訓練や職場実習を組み合わせた訓練を実施する。

機関（施設）	訓練科名	定員	訓練期間【開始月】	目標 就職率
長崎県 長崎高等技術専門学校	配管科 [配管設備科]	10 (10)	6ヶ月 【4月】	80% (80%)
機構				
長崎職業能力開発 促進センター	機械加工/CADオペレーション科	0 (0)		
	機械CAD科	45 (48)	6ヶ月 【7・10・1月】	
	機械加工/CADオペレーション科 (短期デュアルコース)	0 (0)		
	機械CAD科 (短期デュアルコース)	12 (12)	6ヶ月 【4月】	
	板金・溶接科	36 (36)	6ヶ月 【4・10・1月】	
	板金・溶接科 (短期デュアルコース)	12 (12)	6ヶ月 【7月】	
	設備管理科	96 (96)	6ヶ月 【4・7・10・1月】	
	住宅リフォーム技術科	60 (64)	6ヶ月 【4・7・10・1月】	
	電気設備技術科	60 (60)	6ヶ月 【4・7・10・1月】	
	橋渡し訓練 (集合型：各科共通)	30 (30)	1ヶ月 【6・12月】	
佐世保訓練センター	CAD・生産サポート科	60 (60)	6ヶ月 【4・7・10・1月】	
	テクニカルメタルワーク科 (短期デュアルコース)	24 (24)	6ヶ月 【7・1月】	
	テクニカルメタルワーク科 [溶接施工科]	30 (30)	6ヶ月 【4・10月】	
	住環境計画科 [住環境コーディネート科]	60 (64)	6ヶ月 【4・7・10・1月】	
	電気設備技術科	60 (64)	6ヶ月 【4・7・10・1月】	
	橋渡し訓練 (集合型：各科共通)	24 (24)	1ヶ月 【6・12月】	
合計	41コース (41コース)	609 (624)		

(2) 公共職業訓練(離職者訓練：委託)実施計画

県は、雇用拡大が期待される職種において、若年者、女性等に配慮した多様な訓練コースの設定に努めるとともに、県内の各地域に位置する民間教育訓練機関等を委託して訓練を実施することで、通所の利便性を向上させ、訓練の受講機会の確保を図る。

機関（施設）	訓練分野等	コース数	定員	目標就職率
長崎県				
長崎高等技術専門学校	建設	0 (0)	0 (0)	80% (80%)
	事務	46 (49)	738 (850)	
	情報	16 (9)	235 (130)	
	介護	12 (16)	166 (226)	
	サービス	2 (2)	40 (40)	
	委託訓練活用型デュアルシステム	0 (2)	0 (30)	
佐世保高等技術専門学校	建設	0 (0)	0 (0)	
	事務	24 (23)	360 (345)	
	情報	2 (2)	30 (30)	
	介護	5 (6)	68 (68)	
	サービス	0 (0)	0 (0)	
	委託訓練活用型デュアルシステム	2 (2)	30 (30)	
合計		109 (111)	1,667 (1,749)	

(3) 公共職業訓練(在職者訓練)実施計画

企業と在職者ニーズを踏まえたレディメイド型コースや地域における中小企業の個々のニーズに応じたオーダーメイド型コースを実施する。

また、事業主が雇用する労働者に対する教育訓練への施設・設備の使用や職業訓練指導員の派遣などの支援を行い、高度で多様な人材育成の機会を提供する。

機関（施設）	訓練科名（分野）	計画コース数（種類）	定員
長崎県 ・長崎高等技術専門学校 ・佐世保高等技術専門学校	・溶接科・機械技術科 ・機械加工科・電気工事科 ・自動車整備科・木造建築科 ・金属塗装科・商業デザイン科 ・OA事務科	15 (15)	105 (103)
機構 ・長崎職業能力開発促進センター ・佐世保訓練センター	「設計・開発」、「加工・組立」 「工事・施工」、「検査」 「保全・管理」、「教育・安全」	101 (96)	761 (876)
合計		116 (111)	866 (979)

(4) 公共職業訓練(学卒者訓練)実施計画

新規高等学校卒業者等を対象に、ものづくりの現場の戦力となる技能者の育成を図るため、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを目的とした長期間の訓練を実施する。

機関 (施設)	訓練科名	定員	
		1年課程	2年課程
長崎県			
長崎高等技術専門学校	溶接科 [溶接技術科]	30 (30)	
	機械技術科 [機械加工・制御科]	20 (20)	20 (20)
	電気工事科 [電気システム科]	20 (20)	20 (20)
	自動車整備科	20 (20)	20 (20)
	木造建築科 [建築設計施工科]	20 (20)	20 (20)
	商業デザイン科	20 (20)	
	OA事務科 [観光・オフィスビジネス科]	20 (20)	
	佐世保高等技術専門学校	溶接科 [溶接技術科]	20 (20)
機械加工科 [機械技術科]		20 (20)	
電気工事科 [電気システム科]		20 (20)	20 (20)
自動車整備科		20 (20)	20 (20)
木造建築科 [建築設計施工科]		20 (20)	
金属塗装科 [自動車塗装科]		20 (20)	
OA事務科 [オフィスビジネス科]		20 (20)	
合計		14科 (14科)	290 (290)

(5) 障害者等に対する公共職業訓練実施計画

障害のある人が身近な地域で多様な職業訓練を受けられるよう、障害者の雇用促進に効果的な訓練を実施する。

機関 (施設)	訓練コース(訓練科)名	訓練 期間	定員	目標 就職率
長崎県				55% (55%)
・長崎高等技術専門学校 ・佐世保高等技術専門学校	知識・技能習得訓練コース (集合訓練)	3ヶ月	34 (39)	
	実践能力習得訓練コース	3ヶ月	8 (18)	
	eラーニングコース	3ヶ月	5 (5)	
・長崎高等技術専門学校	麵製造科	1年	5 (11)	
	麵製造科(Ⅱ)	1年	6 (0)	
	ホーステック科	1年	6 (6)	
合計			64 (79)	

(6) 求職者支援訓練

①実施方針

ア 令和5年度は、非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、必要な訓練機会を提供するため、訓練認定規模675人を上限とする。

イ 各地域に係る配分は、訓練の定員数・応募者数等の実績を勘案し、地理的条件や地域内における重複による不認定の解消を考慮した設定とする。

ウ 認定単位期間は四半期単位とし、年間の特定求職者数に鑑みて計画期間の上半期を57.0%とする。なお、機構と協議の上で1か月単位の認定とすることも可能とし、認定申請受付期間等については、機構のHPで周知する。

②訓練計画 ()内は前年度

機関 (施設)	コース	定員	地域 共通	県南 地域	県北 地域	県央 地域	離島 地域	合計	規模率 (%)	目標 就職率
長崎労働局 (機構)										
	基礎コース	60 (60)		55 (60)	45 (60)	50 (60)	45 (30)	255 (277)	38% (40%)	<u>58%</u> (58%)
	実践コース	420 (405)						420 (405)		
	デジタル分野	105 (85)						105 (85)		
	IT分野	60 (60)						60 (60)		
	デザイン 分野	45 (25)						45 (25)		
	営業・販売・ 事務分野	150 (120)						150 (120)	62% (60%)	<u>63%</u> (63%)
	医療事務分野	30 (30)						30 (30)		
	介護分野	30 (85)						30 (85)		
	建設関連分野	30 (30)						30 (30)		
	その他	75 (55)						75 (55)		
	合計	480 (465)		55 (60)	45 (60)	50 (60)	45 (30)	675 (675)		

※地域：(県南) 長崎市・西海市・西彼杵郡

(県北) 佐世保市・平戸市・松浦市・北松浦郡

(県央) 諫早市・雲仙市・大村市・島原市・南島原市・東彼杵郡

(離島) 五島市・対馬市・壱岐市・南松浦郡

6 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

(1) 訓練効果の把握・検証

公的職業訓練を適切かつ効果的に実施するため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し訓練カリキュラム等の改善を図ることを目的として、作業部会としてワーキンググループを設置した。

検証分野については、第1回協議会において承認された「令和5年度長崎県職業訓練実施計画の策定に向けた方針」及び昨今の政策ニーズ等を踏まえ決定する。

《ワーキンググループにおける実施事項》

- ① 協議会にて検証対象と選定された訓練分野のうち、当該訓練分野の中で訓練修了者が比較的に多い訓練コースを3コース以上選定し、訓練実施機関、訓練修了者及び訓練修了者を採用した企業にヒアリングを実施する。
- ② ①のヒアリング結果を踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体において、訓練効果が期待できる内容及び訓練効果を上げるために改善すべき内容について整理する。
- ③ ②の効果検証結果を踏まえ、訓練カリキュラム等の改善促進（案）を協議会へ報告する。

(2) 職業訓練の情報発信の拡充

局において、ホームページ及びLINEにより職業訓練情報を発信しているが、令和5年1月より職業安定行政全般の周知広報を行うものとしてインスタグラムの運用を開始したことから、その利用により広報・周知を拡充する。

地域の人への投資 (リスクリング) の推進

○ 地域に必要な人材確保(中小企業、農林水産、介護等)のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に要する経費に対して地方財政措置を講ずるとともに、地方団体のデジタル化の推進に向け、都道府県等の市町村支援のためのデジタル人材確保等に要する経費に対して地方財政措置を講ずる

1. 地域におけるリスクリングの推進に関する地方財政措置の創設

- 【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する、
 ①経営者等の意識改革・理解促進、②リスクリングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスクリング支援
 ※ 地域職業訓練実施計画(職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画)に位置付けられる地方単独事業を対象
- 【事業期間】 令和8年度まで(「人への投資」パッケージの終了年度と同様)
- 【地方財政措置】 特別交付税措置(措置率0.5)

2. 地方団体と地方大学の連携によるリスクリングの推進に関する地方財政措置の拡充

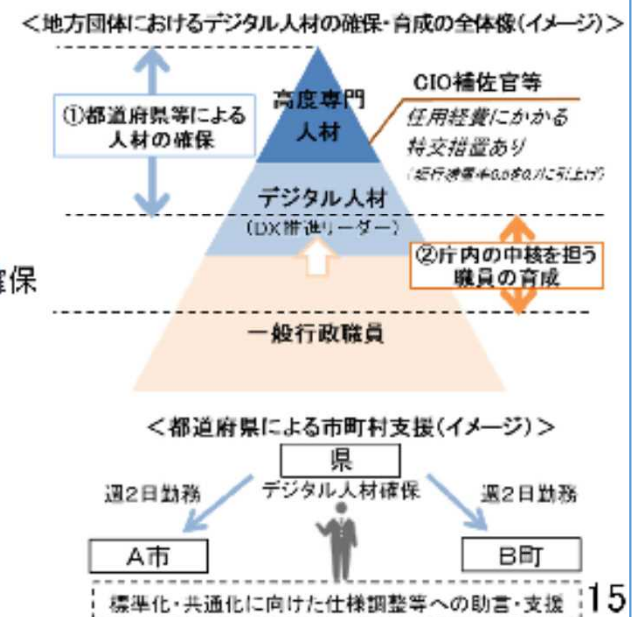
- 【対象事業】 地方団体と地方大学が協定を締結して実施する、社会人等を対象としたリスクリング講座の実施等
- 【事業期間】 期限の定めなし
- 【地方財政措置】 特別交付税措置(措置率0.8 ※ 財政力補正あり)

3. 地方団体におけるデジタル人材の確保・育成に関する地方財政措置の創設

- 【対象事業】 ①都道府県、連携中枢都市等による市町村支援のためのデジタル人材の確保
 ②地方団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員の育成
- 【事業期間】 令和7年度まで(自治体DX推進計画の計画期間と同様)
- 【地方財政措置】 特別交付税措置(措置率0.7)

4. 地方団体におけるDX実現のための専門アドバイザーの派遣

地方団体におけるDXの取組を推進するため、新たに、専門アドバイザーを派遣するとともに、都道府県単位で行う「首長・管理者向けトップセミナー」の開催等を支援(総務省と地方公共団体金融機構の共同事業。地方公共団体金融機構が経費を負担)



地域の人への投資（リスクリング）の推進

○総務省において、地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に要する経費に対して地方財政措置を講ずるとともに、地方団体のデジタル化の推進に向け、都道府県等の市町村支援のためのデジタル人材確保等に要する経費に対して地方財政措置を講ずる。

令和5年度地域リスクリング推進事業計画

《長崎県》

番号	地方公共団体名	所属名	事業名	事業概要
1	佐世保市	商工労働課	佐世保市中小企業等人材育成支援事業（研修会等開催事業）	<p>(1)事業内容 中小企業者等が従業員の人材育成のために研修会等を実施する場合の、会場借料、講師謝金、講師旅費等の経費を支援するもの。</p> <p>(2)事業費 200千円</p> <p>(3)補助対象者 中小企業者及び中小企業者の団体</p>
2	佐世保市	商工労働課	佐世保市中小企業等人材育成支援事業（ポリテク生産性向上支援カリキュラム事業）	<p>(1)事業内容 中小企業者の役員および従業員が、ポリテクセンターが実施する生産性向上支援訓練のうち、DX推進のための人材育成に資する訓練コースを受講した場合の受講料等を支援するもの。</p> <p>(2)事業費 270千円</p> <p>(3)補助対象者 中小企業者</p>

ハロートレーニング（離職者向け）の5年度計画(案)

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

長崎県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・求職者支 援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） 十求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	220	0	160	0	60
	営業・販売・事務分野	1,148	0	998	0	150
	医療事務分野	130	0	100	0	30
	介護・医療・福祉分野	294	0	264	0	30
	農業分野	0	0	0	0	0
	旅行・観光分野	40	0	40	0	0
	デザイン分野	150	0	105	0	45
	製造分野	243	0	0	243	0
	建設関連分野	172	10	0	132	30
	理容・美容関連分野	0	0	0	0	0
	その他分野	309	0	0	234	75
求職者支援訓練（基礎コース）		255	0	0	0	255
合計		2,961	10	1,667	609	675
（参考） デジタル分野		370	0	265	0	105

※「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。

※デジタル分野は、「IT分野」と「デザイン分野のうちWebデザイン系のコース」を合算したもの。

令和5年度 長崎県職業訓練実施計画の策定に向けた方針

令和4年度計画と同程度の規模で人材を育成

実施状況の分析

①就職率が高く、応募倍率が低い分野

(R3実績に該当する訓練分野)
「医療事務」、「介護・医療・福祉」

- ・応募、受講しやすい募集、訓練日程の検討が必要。
- ・訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化。

②応募倍率が高く、就職率が低い分野

(R3実績に該当する訓練分野)
「IT」(求職者支援訓練)
「営業・販売・事務」、「デザイン」(委託訓練)

- ・求人ニーズに即した訓練内容になっているか、就職支援策が十分か、検討が必要。
- ・ハローワークと連携した就職支援の強化が必要。

計画と実績の乖離

③求職者支援訓練のうち基礎コースはR3年度計画では認定規模の49%としていたが、実績は35%

- ・就労経験が少ない者等の就職困難者には社会人としての基礎的能力を付与する基礎コースが有効であるため、基礎コースの設定を推進し、実態を踏まえた計画の策定が必要。

④委託訓練の計画数と実績の乖離

- ・訓練期間や時期等のニーズを踏まえた訓練コースの設定を進めるとともに、実態を踏まえた計画数の検討が必要。

人材ニーズを踏まえた設定

⑤デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在が課題(デジタル田園都市国家構想基本方針)

- ・職業訓練のデジタル分野への重点化が必要。
- ・デジタル分野の求人開拓が必要。

〔訓練効果の把握・検証〕

地域の人材育成を効果的に実施するため、訓練コースの内容がニーズに即したものとなっているか、訓練効果が上がっているか等の検証や、当該検証結果を踏まえた見直しを行う。

（①訓練実施機関 ②訓練修了者 ③訓練修了者を採用した企業 に対してヒアリングを行う。）

対象分野

●デジタル分野（IT分野、デザイン分野のうちWEBデザイン系コース）

選定理由

- ・デジタル分野が重点化されていること
- ・訓練カリキュラム内容の選択肢が多いこと

【参考】

「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により令和8年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされている。

このため、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練において、①IT分野の委託費等の上乗せ、②WEBデザイン等のデジタル分野の委託費等の上乗せ、③企業実習を組み込んだコースの委託費等の上乗せ、④オンライン訓練におけるパソコン等の貸与に要した経費補助などが行われる。

デジタル人材の育成について ～長崎県自営型テレワーク促進事業～

1. 目的

子育てや介護など、時間や場所に制約のある方の新しい働き方として自営型テレワークの普及を図り、女性の就労を促進【令和4年度新規事業】

「自営型テレワーク」とは、注文者から委託を受け、主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、情報通信機器を活用して、成果物の作成又は役務の提供を行う就労のことです。

＜参照＞厚生労働省 「HOME WORKERS WEB」より抜粋

2. 事業内容

自営型テレワーカーとしての就労するためのスキルを身に付ける養成講座の開催及び県内企業への活用促進を図るためのセミナーを開催。

(1) 入門コース

＜内容＞基礎知識の習得（講座3回＋e-ラーニング＋疑似業務体験）

※現地とオンラインの2コース開催

①現地開催

- ・日程 11月2日、11月9日、11月15日
- ・場所 ミライ on 図書館（大村市）
- ・定員 30名
- ・実績 27名（うち男性3名）

②オンライン開催（Zoom）

- ・日程 11月4日、11月9日、11月18日
- ・定員 30名
- ・実績 31名（うち男性0名）

(2) スキルアップコース

＜内容＞発注ニーズが高い分野で実務的なスキルの習得

（講座3回＋e-ラーニング＋疑似業務体験）

※スキル別に3コース開催

（WEBサイト制作、画像・動画編集、ライティング）

- ・日程 12月2日初回、以降1～2週間に1回程度開催、
最終2月24日
- ・場所 長崎県勤労福祉会館（長崎市）

- 定員 各コース20名
- 実績
 - ①ライティングコース 申込32名 受講20名
 - ②画像・動画編集コース 申込39名 受講20名（うち男性1名）
 - ③Webサイト制作コース 申込33名 受講20名（うち男性1名）

(3) 企業向け活用セミナー

＜内容＞中小企業に活用可能な自営型テレワークの導入方法や実際に活用している企業の事例紹介

- 日時：令和5年1月17日（火）14：00～16：00
- 実績：16社受講

3. 公共職業訓練との違い

	対 象	学習期間
自営型テレワーク	育児や介護等の理由により企業で働くことができない方	短期間
公共職業訓練	企業での再就職を目指す方	中・長期間

＜参考＞

入門コースの受講生でアンケートを回答した52名のうち、37名が子育て中の方。うち26名以上が2人以上子育て中の方。

4. 令和5年度の内容

令和4年度に実施した内容に加えて、新たに養成した受講生と県内企業をマッチングする商談会を開催する。

参加費
無料

託児
あり

「自分らしい働き方」をはじめよう！ 在宅ワーク入門セミナー

業務を体験して、在宅ワーカーへの一歩を踏み出しませんか？

選べる参加方法！！

会場開催…2022年11月2日(水)、9日(水)、15日(火)

WEB開催…2022年11月4日(金)、11日(金)、18日(金)

10:30~12:30 (3日目のみ 交流会12:30~13:30)

内容

3日間の講座とホームワークを通じて、在宅ワークを体験します。

- 講座**
- 1日目 ・在宅ワークの基礎知識、心構え、探し方
 - 2日目 ・在宅ワーク業務の流れ
・お客様とのコミュニケーション
 - 3日目 ・トラブルシューティング
・自己分析、自己PR
※3日目終了後、希望者を対象に交流会を開催します
- ホームワーク**
- ・eラーニング
 - ・擬似業務体験(入力・ライティング・文字起こしなど)
 - ※講座終了から1ヶ月間、メンターによるサポートを受けながら、自宅のパソコンでご都合に合わせて実施できます

対象

県内在住の在宅ワークの実践を目指す方

- ・原則、3日間の講座とホームワークを受講できる方
- ・自宅にウイルス対策ソフトをインストールしたパソコンとインターネット環境がある方
- ※ご使用パソコンのOSが、Windows XP、Windows Vista、Windows 7の場合は受講できません

講師

株式会社キャリア・ママ 佐手 みどり氏

在宅型管理職として、ライティング、調査、採点などの業務における 3,000名の在宅ワーカーを統括。全国各地で在宅ワーカー育成の講座を実施している。



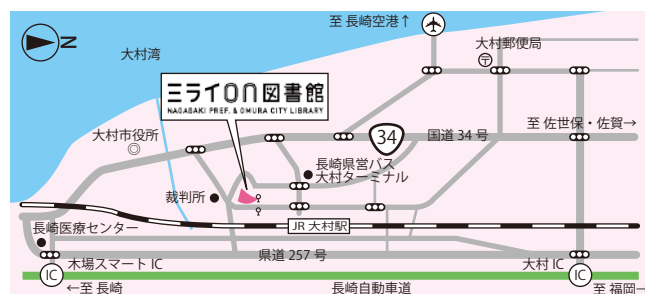
定員 各回 30名

※定員を超えた場合は、締切り後、選考を行います

11月2日(水)、9日(水)、15日(火) 会場開催

ミライON図書館 多目的ホール

長崎県大村市東本町 481



託児あり
無料

※定員あり / 先着順 / 要予約
※生後6か月以上～就学前まで
※託児を希望される場合は、お申込みの際にご予約をお願いいたします。

11月4日(金)、11日(金)、18日(金) WEB開催 (ZOOM)

- ・PC、スマートフォン、タブレット等の端末を使ってご参加いただけます。
- ・インターネット接続環境が必要となります。

WEB・電話でお申込みください

申込締切：会場開催・WEB開催ともに10/31(月)

株式会社キャリア・ママ 長崎県自営型テレワーク促進事業事務局

WEB <http://www.c-mam.co.jp/nagasaki/>

フリーダイヤル 0120-316-312 (受付時間9:00~17:00 土日祝日除く)

お問合せのみ ☒ nagasaki@mail.c-mam.co.jp



※各お申込みは、運営受託企業のキャリア・ママにて対応いたします。

【変更・中止について】
新型コロナウイルス感染症予防等のため講座を変更・中止する場合があります。

専門スキルを身に付けて在宅での就労を目指す

在宅ワーク スキルアップセミナー

〔全10日講座+疑似業務〕

業務ごとの専門スキルを習得する
集中型トレーニングプログラムです。

10回の講座とホームワーク及び
在宅ワークの疑似業務を行います。

※受講にあたっては書類選考があります。

申込締切：2022年11月25日（金）

Webサイト制作コース

画像動画編集コース

ライティングコース

参加費
無料
託児付き
(無料)



Webサイト制作コース

2022年 2023年
日程 12/2・12/8・12/13・12/20・1/17
1/24・1/31・2/9・2/14・2/24

時間 10:00~12:00 定員 20名

ホームページ制作ツール「Wix」を使う実習を通してWEBサイト制作、運用に必要な基礎知識を習得します。効率的なサイト制作に必要な機能や作業手順を理解し、コーポレートサイトの構築・運営などの業務に対応できるスキルを身につけます。



画像動画編集コース

2022年 2023年
日程 12/2・12/7・12/14・12/21・1/18
1/23・2/1・2/8・2/15・2/24

時間 10:00~12:00 定員 20名

WebサイトやSNSの掲載に役立つ写真加工や動画制作に必要な知識を学び実習を通して動画クリエイターを目指すための基本的なスキルを身につけます。(研修では無料の画像、動画編集ソフトを操作し編集の基礎を学びます。)



ライティングコース

2022年 2023年
日程 12/2・12/6・12/15・12/22・1/19
1/25・2/2・2/7・2/16・2/24

時間 10:00~12:00 定員 20名

「書くこと」を仕事にするために必要な基礎を身に付けます。講師は現役のプロライター。文章力を高めるために必要な知識をはじめ、WEBライターに求められる「SEO」の基本、取材ノウハウ、写真撮影など、幅広いスキルを同じ目標を持つ仲間と一緒に学びます。

受講の流れ

お申込み

締切：2022年11月25日（金）

書類選考

裏面の申込内容を踏まえ
選考を実施します。
(結果通知：11月29日(火)前後)

セミナー期間

全10日講座+疑似業務
12月2日(金)~2月24日(金)

対象

県内在住の在宅ワークを始めたい方 在宅ワークをされている方

- ・原則、10回の講座とホームワークを受講できる方
- ・自宅にウィルス対策ソフトをインストールしたパソコンとインターネット環境がある方

※ご使用パソコンのOSが、Windows XP、Windows Vista、Windows7の場合は受講できません。

未経験者
大歓迎

託児

6か月以上~就学前まで・定員あり

※持ち物…おむつ、着替え、飲み物、おしりふき、ハンドタオル、それらを1つにまとめる袋をご持参ください。



会場 長崎県勤労福祉会館 (長崎県長崎市桜町9-6)

- バスをご利用の方…市役所前 下車徒歩2分
- 電車をご利用の方…市民会館 下車徒歩3分
- JRをご利用の方…長崎駅 下車徒歩15分

WEB・電話・FAXでお申込みください

株式会社キャリア・ママ
長崎県自営型テレワーク
促進事業事務局



0120-316-312
(受付時間 9:00-17:00 土日祝日除く)



<http://www.c-mam.co.jp/nagasaki/>



042-389-0230

お問合せのみ

nagasaki@mail.c-mam.co.jp



令和4年度 第2回 長崎県地域職業能力開発促進協議会 参考資料

- 長崎県地域職業能力開発促進協議会設置要綱
- 長崎県公的訓練効果検証ワーキンググループ
- 第2回中央職業能力開発促進協議会資料（抜粋）
- 長崎電気軌道（路面電車）を活用した広告
- 長崎労働局インスタグラム



長崎県地域職業能力開発促進協議会設置要綱

1 目的

長崎労働局及び長崎県（両者共催）は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、地域の関係機関が参画し、第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（両訓練を合わせて以下「公的職業訓練」という。）を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。

2 名称

協議会の名称は、「長崎県地域職業能力開発促進協議会」とする。

3 構成

(1) 長崎県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）は、以下に掲げる者を構成員とする。

① 行政機関

- ・長崎労働局長
- ・長崎県産業労働部長

② 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体

- ・(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構長崎支部長
- ・(一社)長崎県専修学校各種学校連合会副会長
- ・長崎県職業能力開発協会専務理事
- ・(一社)全国産業人能力開発団体連合会会員
(株)建築資料研究社長崎支店支店長
- ・リカレント教育を実施する大学等

③ 労働者団体

- ・日本労働組合総連合会長崎県連合会事務局長

④ 事業主団体

- ・長崎県経営者協会専務理事

- ・長崎県中小企業団体中央会専務理事
- ・長崎県商工会議所連合会専務理事
- ・長崎県商工会連合会専務理事
- ⑤ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
 - ・株式会社メトロコンピュータサービス校長
- ⑥ 学識経験者
 - ・国立大学法人長崎大学経済学部教授・学部長
- ⑦ その他関係機関が必要と認める者
 - ・(株)長崎新聞社取締役

(2) 協議会には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

4 ワーキンググループ

協議会は、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することができる。

5 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6 協議会の開催

協議会は、年2回以上の開催とする。

7 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事
- (2) 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事
- (3) キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発向上の促進のための取組に関する事
- (4) 公的職業訓練の実施にあたり年間計画の策定に関する事
- (5) その他必要な事項に関する事

8 事務局

協議会の事務局は、長崎労働局職業安定部に置く。

9 その他

(1) 議事については、協議会において申し合わせた場合を除き公開とする。

(2) 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月24日から施行する。

長崎県公的訓練効果検証ワーキンググループ

◆「長崎県公的訓練効果検証ワーキンググループ委員会」を令和5年1月23日(月)に実施

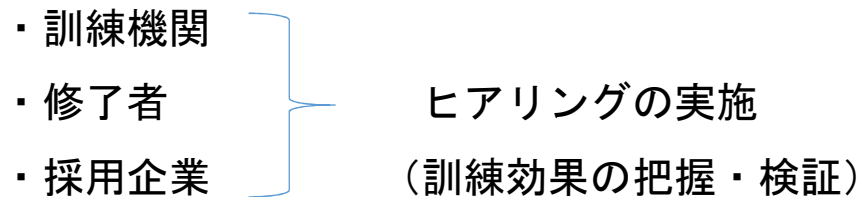
〔設置目的〕

公的職業訓練の適切かつ効果的な実施を行うため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることを目的とし、長崎県地域職業能力開発促進協議会の作業部会としてワーキンググループを設置する。

①公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等を行う。



②個別コースの質の向上を促進



③カリキュラムの改善等

〔構成員〕

- ・ 県雇用労働政策課職業能力開発班
班長及び職業訓練担当
- ・ 長崎高等技術専門学校 企画広報室長
- ・ 佐世保高等技術専門学校 企画広報室長
- ・ (独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部
求職者支援課長
ポリテクセンター長崎 訓練課長
ポリテクセンター佐世保 訓練課長
- ・ 長崎公共職業安定所 職業訓練担当
- ・ 佐世保公共職業安定所 職業訓練担当
- ・ 諫早公共職業安定所 職業訓練担当
- ・ 長崎労働局職業安定部訓練室 訓練室長

(1) 検証対象コースの選定

- ① 予め協議会にて検証対象となる訓練分野を選定しておき、WGでは当該訓練分野の中で訓練修了者が比較的多い訓練コースを3コース（ただし、異なる訓練実施機関が実施するものとする。）以上選定する。
- ② 検証対象は、①で選定したコースの訓練実施機関と、各訓練コースにつき訓練修了者1人以上、当該訓練修了者を採用した採用企業1社以上とする。具体的には、3コースを選定すると、訓練実施機関3者、訓練修了者3人以上及び採用企業3社以上が対象となる。

なお、ヒアリングの対象とする訓練修了者の選定にあたっては、同一の性別又は年齢層に偏らないよう配慮すること。

その他、就職氷河期世代、就職困難者、ひとり親等といった様々な事情を抱える方々について検証することも有意義であることから、訓練修了者のうちの一人は、例えば離職期間が長い、離転職を繰り返している等の履歴のある者をできる限り選定することが望ましい。

(2) ヒアリングの内容等

ア ヒアリングは直接又はweb会議のいずれでも差し支えない。

イ ヒアリング内容は以下の項目を必須とし、協議会独自に質問項目を追加しても差し支えない。

① 訓練実施機関へのヒアリング

訓練実施にあたって工夫している点

訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況

訓練実施にあたっての国への要望、改善して欲しい点

② 訓練修了者へのヒアリング（※訓練機関の接遇など、受講中の満足度ではないことに留意。）

訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの

訓練内容のうち、就職後にあまり活用されなかったもの

就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等

③ 訓練修了者を採用した企業へのヒアリング

訓練により得られたスキル、技能等のうち、採用後に役に立っているもの

訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル、技能等訓練修了者の採用について、未受講者（未経験者）の採用の場合と比較して期待していること

（同程度の経験等を有する者同士を比較。採用事例がない場合は想定）

(3) ヒアリングを踏まえた効果検証等

(2) のヒアリングを踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体において、訓練効果が期待できる内容及び訓練効果を上げるために改善すべき内容について整理する。

(4) 効果検証結果を踏まえた検討

(3) の効果検証結果を踏まえ、訓練カリキュラム等の改善促進策（案）等を検討し、協議会への報告事項を整理する。

【訓練カリキュラムの改善促進策（例）】

○委託訓練について、

- ・説明会資料又は委託要綱等の内容に追加
- ・公募条件又は入札の加点要素として付加

○汎用性の高い訓練（就職支援）内容について、

- ・求職者支援訓練において、訓練実施期間中に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う実施状況の確認の際に周知
- ・申請・認定事務の際に周知
- ・求職者支援訓練の実施機関開拓の際に周知

(5) 協議会への報告

WG の効果検証結果及び訓練カリキュラムの改善促進策（案）等については協議会に報告する。

令和5年度 全国職業訓練実施計画（案）

令和5年●月

第1 総則

1 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、都道府県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、都道府県労働局、公共職業安定所、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

2 計画期間

計画期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

3 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

第2 労働市場の動向、課題等

1 労働市場の動向と課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率や完全失業率の悪化など雇用への大きな影響が見られたものの、足下の令和4年12月現在では求人を持ち直しの動きが堅調である。一方、コロナ禍からの経済活動の再開に伴って人手不足感が再び深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要であり、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こうした中で、我が国が持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。加えて、企業規模等によってはDX等の進展への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととしている。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、一層の環境整備が求められるとともに、人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。また、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

2 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和4年度の新規求職者は令和4年12月末現在で3,356,560人（前年同月比98.9%）であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和4年12月末現在で1,574,122人（前年同月比99.7%）であった。

これに対し、令和4年度の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

<令和4年4月～12月>

離職者に対する公共職業訓練	85,967人（前年同期比95.7%）
求職者支援訓練	27,486人（前年同期比137.3%）
在職者訓練	54,810人（前年同期比116.2%）

第3 令和5年度の公的職業訓練の実施方針

令和3年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 就職率が高く、応募倍率が低い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野（「IT分野」「デザイン分野」）があること
- ③ 求職者支援訓練のうち基礎コースは令和3年度計画では認定規模の50%程度としていたが、実績は2割であること

- ④ 委託訓練の計画数と実績の乖離があること
 - ⑤ デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在が課題であること
- といった課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和5年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

①については、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を強化する。

②については、求人ニーズに即した訓練内容か、十分な就職支援かについて検討した上で、運用を見直す。また、情報技術者として働くことに関心を持てるような支援（IT専門訓練受講後に応募可能な求人情報の提供、企業実習を通じた働くイメージの醸成等）等、ハローワークと連携した就職支援を強化する。

③については、社会人としての基礎的能力を付与する基礎コースの設定を推進するとともに、実態を踏まえた計画を策定する。

④については、訓練期間等のニーズを踏まえた訓練コースの設定を推進し、計画数と実績の乖離の解消に努める。

⑤については、職業訓練のデジタル分野への重点化を図る。

第4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

1 離職者に対する公的職業訓練

(1) 離職者に対する公共職業訓練

ア 対象者数及び目標

(国の施設内訓練)

対象者数	24,000人
目標	就職率：82.5%

(委託訓練)

対象者数	121,074人
目標	就職率：75%

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

離職者に対する公共職業訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

① 職業訓練の内容等

- ・ 職業訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会の提供にあつては、都道府県又は市町村が能開法第16条第1項または第2項の規定に基づき設置する施設（障害者職業能力開発施校を除く。）において実施する職業訓練との役割分担を踏まえる。
- ・ 国の施設内訓練については、民間教育訓練機関では実施できないものづくり分野において実施する。

- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。

② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEBデザイン関連の資格取得を目指すコースや企業実習を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置、オンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費を委託費の対象とする措置により、訓練コースの設定を推進する。
- ・ IT分野、デザイン分野については、就職率の向上のため、求人ニーズに即した訓練コースを促進し、十分な就職支援を実施する。
- ・ IT分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ・ ものづくり分野については、DX等に対応した職業訓練コースを充実させる。
- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・ 介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。
- ・ 委託訓練については、計画数を踏まえ、十分な訓練機会の確保に努める。

③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（eラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。
- ・ 雇用のセーフティネットとして、母子家庭の母等のひとり親、刑務所を出所した者、定住外国人等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施する。
- ・ これまで能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象とした国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースについては、対象となる者の受講促進に努め、正社員就職に導くことができる充実した訓練の実施を推進する。

(2) 求職者支援訓練

ア 対象者数及び目標

対象者数 49,591人に訓練機会を提供するため、訓練認定規模の上限70,844人

目標 雇用保険適用就職率：基礎コース 58% 実践コース 63%

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

求職者支援訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

① 職業訓練の内容等

- ・ 基礎的能力を習得する職業訓練(基礎コース)及び実践的能力を習得する職業訓練(実践コース)を設定することとし、全国の認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の40%程度

実践コース 訓練認定規模の60%程度

※ 実践コース全体の訓練認定規模に対してデジタル分野20%、介護分野20%を下限の目安として設定する。

- ・ 地域ニーズ枠については、より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等について、全ての都道府県の地域職業訓練実施計画で設定する。地域ニーズ枠の設定に当たっては、公共職業訓練(離職者訓練)の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で、都道府県の認定規模の20%以内で設定する。
- ・ 新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

基礎コース 30%

実践コース 30%

- ・ 新規参入枠については、地域において必ず設定し、かつ、上記の値を超えてはならないこととするが、一の申請対象期間における新規参入枠以外の設定数(以下「実績枠」という。)に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を、当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。
- ・ 新規参入枠については、①職業訓練の案等が良好なものから認定、②①以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。

② 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEBデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練(eラーニングコース)におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置により、訓練コース設定を推進する。
- ・ IT分野、デザイン分野については、就職率の向上のため、求人ニーズに即した訓練コースを促進し、十分な就職支援を実施すること。
- ・ IT分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル(資格など)の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハロー

ワークと連携した就職支援を実施する。

- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・ 介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。

③ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（eラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

2 在職者に対する公共職業訓練等

(1) 対象者数

公共職業訓練（在職者訓練）	64,000人
生産性向上支援訓練	45,500人

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、都道府県等又は民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。
- ・ ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援を実施する。
- ・ ものづくり分野については、DX等に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。
- ・ 訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主等に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認する。

3 学卒者に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標

対象者数	5,800人（専門課程4,000人、応用課程1,700人、普通課程100人）
目標	就職率：95%

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 産業の基盤を支える人材を養成するために、職業能力開発大学校等において、理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応でき

る高度なものづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。特に、DX等に対応した職業訓練コースを充実する。

4 障害者等に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標

(施設内訓練)

対象者数 2,930人

目標 就職率：70%

(委託訓練)

対象者数 3,380人

目標 就職率：55%

(2) 職業訓練の内容等

- ・ 障害者職業能力開発校においては、精神障害者を始めとする職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れて、個々の受講者の障害の特性等に応じた公共職業訓練を一層推進する。あわせて、公共職業安定所等との連携の下、在職する障害者の職業能力の開発及び向上を図るための在職者訓練の周知等に努める。
- ・ 都道府県が職業能力開発校において、精神保健福祉士等の配置、障害者に対する職業訓練技法等の普及を推進することにより、精神障害者等を受け入れるための体制整備に努める。
- ・ 障害者委託訓練の設定については、就職に結びつきやすい実践能力習得訓練コースの訓練期間の柔軟化や委託先開拓業務等の外部委託の活用等により、精神障害者向けの訓練コース設定を促進しつつ、委託元である都道府県が関係機関と連携を図り、対象となる障害者の確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者の雇用の経験の乏しい企業を含めた委託先の新規開拓に取り組む。障害者委託訓練のうち知識・技能習得訓練コース等において、障害を補うための職業訓練支援機器等を活用した場合、職場実習機会を付与した場合や就職した場合の経費の追加支給を実施するなど、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進する。
- ・ 障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練コースの見直しを実施する。
- ・ 定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、当該公共職業訓練の受講者に対し、公共職業安定所等との連携強化の下、当該公共職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施する。
- ・ 「職業能力開発施設における障害者職業訓練の在り方について」（障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会報告書）を踏まえた取組を推進する。

地域職業能力開発促進協議会に設置する
 公的職業訓練効果検証ワーキンググループの進め方（令和5年度実施分）

資料4

- 目的** 適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて訓練修了者等へのヒアリング等を通じ、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。
- 構成員** 地域職業能力開発促進協議会（地域協議会）の構成員のうち、都道府県労働局、都道府県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（※他の構成員の追加可）
- 検証手法** 検証対象の訓練分野を選定し、当該分野の訓練コースの対象へのヒアリングを行い、その結果から、訓練効果等に関して検証し、改善促進策（案）を検討。
- 具体的な進め方**
 - ① 地域協議会で検証対象の訓練分野を選定。
 - ② ワーキンググループ（WG）は、選定された分野の中から訓練コースを3コース以上選定し、各コースの対象の3者にヒアリング。（ヒアリング対象：訓練修了者、訓練修了者の採用企業、訓練実施機関）
 - ③ WGは、ヒアリング結果を踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体について「訓練効果が期待できる内容」、「訓練効果を上げるために改善すべき内容」を整理。⇒改善促進策（案）を検討。
 - ④ WGは、地域協議会に改善促進策（案）を報告し、次年度の地域職業訓練計画の策定に反映。

スケジュール

	令和4年度	令和5年度上半期	令和5年度下半期
中央職業能力開発促進協議会	2月 協議会開催	9月 協議会開催	2月 協議会開催 地域協議会から検討結果を報告
地域職業能力開発促進協議会	2～3月 協議会開催 ① 検証対象訓練分野を選定	②	10月頃 協議会開催 WGから報告→次年度の計画の策定に反映 2～3月 協議会開催
ワーキンググループ（WG）		ヒアリング → 結果整理 → 改善促進策（案）検討 選定分野のうち3コース以上 × 3者（修了者、採用企業、実施機関）	④

長崎電気軌道(路面電車)を活用した広告 カラー電車運行

長崎電気軌道(路面電車)を活用したハロートレーニング・ユースエール認定制度・新卒応援ハローワークの周知



長崎電気軌道(路面電車)を活用したハロートレーニング・ユースエール認定制度・新卒応援ハローワークの周知

あなたのしごと探しに、役立つスキルを

受講生募集中!!

ハロートレーニング

— 急がば学べ —



希望する仕事に就くために必要なスキルや知識を習得できる公的制度です。
自らの成長と就職に向け、大きく前進する機会にぜひ受講してみませんか？

ハロートレーニング
公式キャラクター
ハロトレくん

▶ 雇用保険を受給しながら受講可能!!

雇用保険を受給している方向け **離職者訓練**

▶ 雇用保険を受給できない方も支給要件を満たせば
月額10万円の給付金を支給!!

雇用保険を受給できない方向け **求職者支援訓練**

受講料
無料!!

*テキスト代等は自己負担

スキル
UP!!

就職支援
あり!!

パソコン・IT・介護福祉・医療事務・ものづくり・・・など

- 資格を取得して正社員を目指したい方
- パソコンなどの知識・技能を深めキャリアアップしたい方
- 今までと違う業界へキャリアチェンジしたい方 など

長崎労働局職業安定部 公式Instagram はじめます！



長崎労働局及び長崎県内の
ハローワークから定期的に情報を発信！！



Follow us !

Instagram



@NAGASAKIANTEI

長崎労働局のホームページも
CHECK !

長崎労働局



Nagasaki

【お問い合わせ】

長崎労働局職業安定部職業安定課 TEL095-801-0040